

ORC Otaru Radiocontrol Club



Since 1972

小樽ラジコンクラブ会則・運用細則

平成 12 年 2 月 13 日	会則 改正
平成 16 年 2 月 14 日	運用細則 改正
平成 20 年 2 月 16 日	運用細則 改正
平成 23 年 2 月 5 日	会則 改正
平成 25 年 1 月 26 日	運用細則 改正
平成 28 年 1 月 16 日	運用細則 改正
平成 30 年 2 月 10 日	会則 改正
平成 31 年 2 月 9 日	会則 改正
2020 年 2 月 6 日	運用細則 改正

【 小樽ラジコンクラブ会則 】

- 第1条 本会は小樽ラジコンクラブ（ORC）と称し、事務局を会長宅におく。
- 第2条 本会はラジコン同好者をもって構成し、ラジコン技術の向上に努めると共に親睦をはかる事を目的とする。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成する為に次の事業を行う。
(1) 会員相互の研修・連絡
(2) 初心者への指導並びにラジコンの普及
(3) その他必要と認める事項
- 第4条 本会は次の役員をおく。
会長 1名
副会長 1名
理事 数名
会計 1名
監査 1名
必要に応じて会計補佐をおく
- 第5条 会長、監査は総会において選出し、副会長、理事、会計は会長が指名し委嘱する。
- 第6条 役員任期は2年とし再選を妨げない。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長、理事、会計は会務を分担し、クラブ運営の円滑をはかる。
監査は会計業務の監査にあたる。
- 第8条 本会には顧問をおく事が出来る。
顧問は理事会において決定し、会長が委嘱する。
- 第9条 本会は次の会議を行う。
総会、理事会及び会長が認める会議とする。
総会は、本会の最高議決機関であり毎年1回開催する。
(必要により臨時総会を招集する事が出来る)

総会は会長が招集し、議長は出席者より選出する。

理事会は必要に応じて開催する。

入会后3年未満の会員は議決権を有しない。

(平成31年2月9日以降の入会者に適用)

総会は議決権を有する1/3以上の会員をもって成立とする。

(議決権を有する会員の欠席者はほかの会員に議決権を委任する事)

第10条 本会の経理は、会費、入会金及びその他の収入をもってこれにあてる。

会費：月額1,000円／年払10,000円

(高校生以下は、会費：500円／5,000円)

入会金：5,000円 (再入会は、10,000円)

(高校生以下は、入会金3,000円／再入会6,000円)

納入日：月払いは当月末／年払いは総会までに納入する。なお、会費納入者は、当該年度の名簿に記載し、会員証を発行する。

期の途中で退会した場合は、会費の返納はしない。

転勤その他やむを得ない事情を経ての再入会の場合、理事会において入会金の決定を行なう。

第11条 会費滞納者には速やかに納入を促す事とし、尚1年間未納の者は自然脱会者とみなし理事会にて処理する。以後、再加入の場合入会金1万円とする。

第12条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第13条 本会は次の書類及び帳簿を備える。

会則、会員名簿、会計帳簿、その他必要と認める書類等

第14条 本会則の改正は総会で行なう。

第15条 本会則を執行する為に必要な細則は、理事会にて別に定める。

第16条 本会則は平成31年 2月 9日より施行する。

《 小樽ラジコンクラブ運用細則 》

第1条 当クラブの基本行事

- (1) 原則として年2回（春秋）の飛行大会を開催する
- (2) その他必要とする行事（理事会にて決定）

第2条 飛行場使用規定

- (1) 当飛行場の使用者は、当クラブに籍を置く者とする。ただし、クラブ入会を希望する者の試し飛行、ラジコン愛好者との交流などを目的とした場合は、次により部外者の使用を認める
 - a. 部外者は「飛行場使用規定」および「安全飛行規定」を遵守すること
 - b. 部外者を招待する会員の責務
 - ・招待する日時、目的、人数などを役員へ事前に通知する
 - ・「飛行場使用規定」および「安全飛行規定」を部外者に説明し、同意を得る
 - ・飛行場内の会員へ周知し承諾を得る
 - ・飛行時は飛行状況を常時監視する
 - ・事故、トラブルが発生した場合は、解決まで責任を持って対処する
 - c. クラブ活動に影響を与えないこと
 - ・招待する頻度や人数などから、クラブ活動に影響があると会長が判断した場合は、部外者の使用を認めない
- (2) ラジコン保険加入を絶対条件とし、未加入者は理由を問わず使用を認めない
- (3) 飛行時間は日出から日没までとし、赤井川飛行場においては、午前8時以前の早朝飛行は行わないこと
- (4) 赤井川飛行場において、12時から13時までの間は、エンジン始動を行わないこと
- (5) 直接肉眼による目視範囲内で飛行させること（国土交通大臣の承認を得た場合を除く）
- (6) 40および72MHzの無線機使用の際には、周囲のバンド使用状況に細心の注意をはらい、責任ある電波の使用をする（送信機には必ずバンドリボンをつけること）
- (7) 電動機を飛行させる場合は、消火器・簡易消火器・水などの消火設備を飛行場内に携行すること
- (8) 当飛行場の使用後は各自ゴミを持ち帰ること。機体の破片や空き缶、食事のゴミ等は散らかさない様にマナーを守る
- (9) 当飛行場使用中に発生した人身事故、第三者の物件の損傷、トラブルおよび

個人所有物の破損、紛失等について当クラブは一切の責任を負わない

- (10) 当飛行場の入口を含めた全ての設備を破損してはならない
- (11) 飛行場周辺での自動車走行は、周囲に注意を払い交通安全に努めること
- (12) 飲酒飛行は絶対に行わないこと

第3条 安全飛行規定

(1) 飛行空域の厳守

- a. 飛行高度は地表から150m未満とする（国土交通大臣の許可を得た場合を除く）
- b. 関係者以外の第三者又は物件（第三者の建物、自動車など）に対する危害を防止するため、第三者又は物件の上空を避け、30m以上の距離を保って飛行させること
- c. 周囲の状況により飛行空域を制限した場合は、役員の指示に従い飛行空域を厳守する
- d. 他の者は飛行空域および周囲の監視を行い、適切なアドバイスを行う

(2) 飛行前の安全確認

- a. 飛行前に天候を確認し、降雨・濃霧又は風速が概ね5m/秒以上の場合は、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認する
- b. 飛行させる当日は、機体組み立て直後に保安整備を行い、その後は飛行前の安全点検を必ず実施すること

[機体の保安整備項目]

- ① 主尾翼取付けボルトの緩みの確認
- ② リンケージの緩み等を確認
- ③ 操舵部のヒンジ取付け状態の確認
- ④ 主要構造部材のひび割れチェック
- ⑤ フラッター防止のため動翼のフリクションチェック
- ⑥ 機体のねじれ・そりのチェック
- ⑦ 配線・アンテナ等の断線、接触不良の確認
- ⑧ サーボモータのスムーズな動作チェック
- ⑨ バッテリーの劣化状態の確認
- ⑩ 電波到達距離の確認

[飛行前の安全点検]

- ① バッテリー残量の確認

- ② 他の者が同一バンドを使用していないことを確認（40および72MHzの無線機使用の場合）
- ③ 電源投入時は、他の者に対して使用バンドを告知する（40および72MHzの無線機使用の場合）
- ④ 各操舵機構の動作確認をエンジン回転数全開状態にて実施すること

(3) 飛行中の安全管理

- a. 機体の能力を超えた飛行を行ってはならない
- b. 低空飛行時は失速限界以下に機速を落としてはならない
- c. エンスト時は、安全な不時着地点まで誘導して着陸を行うこと
- d. 機体から物を投下しないこと
- e. 天候の急変等により、安全飛行が出来ない場合は、直ちに着陸をさせる
- f. 衝突や後方乱気流による影響等を避けるため、航空機（実機）には接近しないこと
- g. 国土交通大臣の許可および承認を受けた飛行を行う場合は、許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること

(4) 騒音対策

- a. 有効な消音効果のあるマフラーを必ず取付けること
- b. 降下時には、エンジン回転数を下げる
- c. 飛行中にマフラーの緩み等があった場合は直ちに着陸をすること
- d. 赤井川飛行場では、定められた音量を超える機体は飛行してはならない。
役員は、飛行ルート上で騒音調査を行い、規定を超えるものについては指導する

(5) 安全飛行技術の向上対策

- a. 初心者の飛行は、会長が指名した飛行指導員の指示の元に行うこと
- b. クラブ入会後の単独飛行の許可は、会長が行う
- c. 原則として年2回、安全飛行・安全意識に対する研修会を実施する

(6) 事故時の対処

- a. 人身事故発生時は、直ちに被害者の救助を行うことを第一とし、消防・警察・病院等に至急連絡する
- b. 身元の確認に勤め、家族への連絡をとる
- c. 物損事故発生時は、直ちに被害者に報告し、適切に対応すること
- d. 事故による一切の責任は、操縦者本人が負うものとする

- e. 人身事故、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機（実機）との衝突若しくは接近事案が発生した場合は、役員に報告を行うとともに、国土交通大臣の許可・承認を受けた飛行による場合は、国土交通省航空局安全部運航安全課又は空港事務所へも速やかに報告すること
- f. 事故原因が不明の場合は、その機体に関わるすべての機器について、メーカーによる点検整備を行うまでは飛行しないこと

(7) 非常時の連絡体制

非常時には、次のとおり関係機関に連絡する

- ・余市警察署 0135-22-0110
- ・国土交通省航空局安全部運航安全課
03-5253-8111（内線：48696、48693、50157、
50158、48182、48303）
- ・東京航空局新千歳空港事務所 平日 0123-23-4195
土日祝日 0123-23-4102

第4条 慶弔規定

役員により決定するものとし、慶弔費については会より拠出する

第5条 罰則規定

- (1) ルールを守らない会員に対しては、理事会にて協議し飛行禁止の処分を行う
- (2) 本細則第2条・第3条に違反した者、および会員相互の信頼を損ない会の秩序を著しく乱した者は理事会により退会勧告をし、従わない場合は除名処分とする